

# 山口県報

平成27年  
8月21日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....
- 公告  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....
- 県営豊北地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....
- 一般競争入札の実施(物品管理課).....



### 山口県告示第百九十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十七年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

油谷町加入区 油谷町北西部加入区 通加入区



### (二四二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十七年九月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月二十四日

### 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人 I K A C H I 国際舞台芸術祭

代 表 者 の 氏 名 久保田修治

主たる事務所の所在地 柳井市中央二丁目二番二二号

### (二四三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十七年八月二十一日から同年十二月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

### 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号 白石 正

一 JA三井リース建物株式会社 東京都品川区東五反田二丁目一〇番二号 保崎 隆行  
 会社  
 イオンタウン株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳  
 三 変更に係る事項の概要

|                                      |                |             |
|--------------------------------------|----------------|-------------|
| 変更に係る事項<br>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 前          | 変 更 後       |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所                | 宇部市居能町三丁目一番三二号 | 宇部市文京町二番一七号 |
|                                      | 三和興産株式会社       |             |

四 届出年月日  
 平成二十七年八月七日  
 五 変更年月日  
 平成二十三年十二月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
 三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号 白石 正

JA三井リース建物株式会社 東京都品川区東五反田二丁目一〇番二号 保崎 隆行  
 会社  
 イオンタウン株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳

三 変更に係る事項の概要

|                                      |                |                  |
|--------------------------------------|----------------|------------------|
| 変更に係る事項<br>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 前          | 変 更 後            |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所                | 兵庫県姫路市北条口四丁目四  | 広島市南区段原南一丁目三番五二号 |
|                                      | マックスパリュ西日本株式会社 |                  |

四 届出年月日  
 平成二十七年八月七日  
 五 変更年月日  
 平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 イオンタウン小郡  
 所在地 山口市小郡下郷三五二九の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|                                      |                |       |
|--------------------------------------|----------------|-------|
| 変更に係る事項<br>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 前          | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所                | 藤本 昭           | 加栗 幸男 |
|                                      | マックスパリュ西日本株式会社 |       |

三 変更に係る事項の概要

四 届出年月日  
 平成二十七年八月七日  
 五 変更年月日  
 平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
 三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号 白石 正

JA三井リース建物株式会社 東京都品川区東五反田二丁目一〇番二号 保崎 隆行  
 会社  
 イオンタウン株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳

三 変更に係る事項の概要

|                                      |       |       |
|--------------------------------------|-------|-------|
| 変更に係る事項<br>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所                |       |       |
|                                      |       |       |

四 届出年月日  
 平成二十七年八月七日  
 五 変更年月日  
 平成二十四年五月十五日

三 変更に係る事項の概要

|                                      |       |       |
|--------------------------------------|-------|-------|
| 変更に係る事項<br>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所                |       |       |
|                                      |       |       |

|                                       |           |       |       |
|---------------------------------------|-----------|-------|-------|
| 大規模小売店舗に<br>おいて小売業を行<br>う者の代表者の氏<br>名 | 株式会社岩崎宏健堂 | 河戸憲 郎 | 富永 幸朗 |
|---------------------------------------|-----------|-------|-------|

四 届出年月日  
平成二十七年八月七日

五 変更年月日  
平成二十五年十一月一日

(二四四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年三月二十日山口県公告(八七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成二十七年八月二十一日から同年九月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十七年八月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ドラッグストアモリ新下関店  
所在地 下関市秋根北町九番一号

二 意見の概要  
交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(二四五) 県営豊北地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営豊北地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。  
平成二十七年八月二十一日

一 縦覧に供する書類  
県営豊北地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間  
山口県知事 村岡 嗣 政

平成二十七年八月二十四日から同年九月十四日まで  
縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(二四六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。  
平成二十七年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項  
次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

ネットワークパソコン 六百十五台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限  
平成二十八年一月十三日

(四) 納入場所

山口県総合企画部情報企画課ほか百四十五箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十七年山口県告示第五十二号)に基づく資

格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十七年九月三十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十七年十月一日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十七年十月一日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十七年九月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: Network personal computers 615 sets

(3) Delivery period: January 13, 2016

(4) Delivery place: Information Technology Planning Division and 145 other places

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. September 30, 2015 (If brought in person: 11:00 A.M. October 1, 2015)